

2財情報第44号
令和2年9月8日

各区市町村

高齢・障害福祉主管課長
福祉事務所長
地域包括支援センター長
在宅介護支援センター長
社会福祉協議会会长
福祉用具展示場長
都内介護老人保健施設長
都内介護老人福祉施設長

様

公益財団法人東京都福祉保健財団
福祉情報部長 金久保 典子

令和2年度「区市町村及び各種介護系施設等に対する
地域支援事業（専門相談・技術支援）」の実施について

日頃より、当財団の事業に、御理解と御協力を賜り御礼申し上げます。

当財団では、区市町村及び各種介護系施設等が地域の高齢者、障害者の皆様の自立促進、福祉向上を目的として行う福祉用具・住宅改修に係る相談、助言等の業務について、課題解決のための情報提供、改善目標達成のための技術提供など、下記により地域支援事業を実施いたします。

つきましては、標記事業の実施要領を送付いたしますので、積極的に御活用いただきますよう御案内申し上げます。

記

1 専門相談

福祉用具の選定・適合や住宅改修の相談対応等にあたって、より詳しい情報や対処の方法などを知りたいなど、サポートを必要とするときに御利用ください。
経験豊富な相談員が、課題解決のお手伝いをいたします。

《相談専用電話》 03-3344-8543

2 技術支援

利用者の生活向上、介護負担軽減等、福祉用具の選定・適合、住宅改修を行うに当たり、その身体状況、住環境等を把握して適切な福祉用具の導入等を図る必要がある事案について、理学療法士、エンジニアなどの専門スタッフがお住まいを訪問し、対策の提案や技術的助言を行い、改善目標達成のお手伝いをいたします。

なお、技術支援実施の際は、御担当者様の立ち会いをお願いいたします。

3 問い合わせ先

〒163-0719 東京都新宿区西新宿2-7-1 小田急第一生命ビル19階

公益財団法人東京都福祉保健財団 福祉情報部 福祉情報室

地域支援担当 西野

電話：03-3344-8514 FAX：03-3344-8594

令和2年度「区市町村及び各種介護系施設等に対する地域支援事業（専門相談及び技術支援）」実施要領

公益財団法人東京都福祉保健財団

1 事業目的

公益財団法人東京都福祉保健財団（以下「財団」という。）は、区市町村及び各種介護系施設等（以下「区市町村等」という。）が、介護保険法、老人福祉法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）、その他関係法令に基づき、福祉用具の選定・適合、住宅改修、補装具、日常生活用具等（以下「福祉用具・住宅改修等」という。）に関して、高齢者、障害者等及びその家族等（以下「利用者」という。）に対し相談支援等の業務を行うに際して、その求めに応じ、保有する福祉用具・住宅改修等に関する専門的な情報、知識、技術を提供することにより、区市町村等地域におけるそれら事案に関する対応能力の増進を図るとともに、利用者の福祉の向上に寄与することを目的とする。

2 事業内容

（1）専門相談

- ア 区市町村等からの福祉用具・住宅改修等に係る電話及び来所による相談
- イ 前項の相談のうち、財団設置福祉用具の見学・試用、その他、財団が直接利用者に対応を図ることが望ましいと認める事案についての、当該区市町村等の紹介に基づく、利用者からの電話及び来所による相談

（2）技術支援

区市町村等からの専門相談のうち、福祉用具の選定・適合（改良・改造を含む）、住宅改修等を的確に行うために、利用者の身体状況、生活状況、住宅環境等を実際に確認し、総合的に検討する必要があると認める事案について、当該区市町村等の依頼に基づき、財団が相談員を利用者の居宅・施設へ派遣して行う技術的な助言・提案及び専門的情報提供等の支援

3 支援対象

- （1） 福祉用具・住宅改修等の相談支援に関する業務を行う区市町村の相談担当・在宅支援窓口、福祉事務所、地域包括支援センター、在宅介護支援センター等
- （2） 福祉用具の利用・選定・適合等に関する業務を行う介護福祉施設、介護保健施設、障害者福祉施設等
- （3） 地域において高齢者、障害者を対象に福祉用具関連サービスを提供する介護支援専門員、福祉用具専門相談員等
ただし、技術支援については（1）及び（2）に掲げる機関・施設からの依頼に限ること。
- （4） その他、財団が必要と認める者。

4 対象となるケース事例

（1） 専門相談

- ① 福祉用具・住宅改修等に関する情報、知識、技術等に関すること。
- ② 財団設置福祉用具の見学、試用等に関すること。
- ③ その他、福祉用具・住宅改修等に関する照会、質問等。

(2) 技術支援

- ① 利用者の生活改善目標を達成するために、福祉用具の選定・適合（既製品の改良・改造等を含む）及び住宅改修等が必要な場合で、その居宅等において、身体状況、生活状況及び住環境等の総合的な検討を要するもの。
- ② 福祉用具の選定・適合を行う場合で、製造・輸入事業者等からの試用品提供、もしくは財団設置福祉用具の試用が必要なもの。
- ③ その他、福祉用具の選定・適合等において、より専門的な知識、技術を必要とし、相談員を利用者の居宅等へ派遣し、直接支援を行う必要があると財団が認めるもの。

5 実施方法

(1) 事業計画及び予算措置

本事業は、毎年度の事業計画に基づき、予算の範囲内で実施するものとする。

(2) 専門相談

電話相談は相談専用電話により隨時実施する。来所相談は電話相談の後、来所が適当なケースについて、日時を調整し予約のうえ実施する。

(3) 技術支援

財団は、専門相談実施経過により、技術支援実施を適當と認める事案について、支援依頼者から別紙様式1「支援依頼書」及び別紙様式2「支援を要する方の状況」の提出を受け、訪問日時を調整のうえ実施する。

支援依頼者は、技術支援の終了後3ヶ月以内に、別紙様式3「支援結果報告書」を提出するものとする。

6 支援に係る費用の負担

専門相談及び技術支援に要する費用は無償とする。ただし、財団は、支援の結果、福祉用具・住宅改修等の導入を行うために必要となる費用については負担しない。

7 専門相談及び技術支援に係る経過等の記録保管及び公表等

- (1) 財団は専門相談及び技術支援の経過及び結果等について、これを記録し一定期間（5年間）保管するものとする。
- (2) 財団は専門相談及び技術支援の内容について、相談者、支援依頼者及び利用者の承諾なく、これを公表しない。

ただし、福祉用具の適合技術の普及等、公の利益に資することを目的とする場合であって、氏名、生年月日、住居所等が特定できないよう利用者の個人情報を加工する場合にあっては、この限りでない。

8 実施時期

令和2年4月1日から適用する。